

2021年1月6日
電源開発(株)

旧実用炉規則第15条に基づく使用前検査申請書における「保全計画」の 記載方針について

1. はじめに

- ✓ 大間では「設置の工事」の第1回の分割工認認可後、平成21年1月7日に使用前検査申請(原建発第64号)を行い、その後、平成25年7月12日に旧実用炉規則第15条第2項第3号及び第4号の規定に従い使用前検査の変更申請(原建発第34号)により「保全計画」を提出し、現在も使用前検査を継続中である。
- ✓ 2020年4月の新検査制度の施行に伴い、保安規定については設置の工事に着手する前までに認可を得ること^{注1)}、実用炉規則第81条が保守管理から施設管理に変更されたことを受け、保安規定で定める「保全計画^{注2)}」は設計及び工事を含めたものとする必要が生じた。
- ✓ 当社は、2020年5月28日に保安規定を申請(原技発第7号)し、2020年9月16日に認可を得ており、旧実用炉規則に基づき提出済みの「保全計画」に内容変更が生じたことから、実用炉規則第15条(使用前確認の申請)に基づき、法附則第7条でなお従前の例によるとされている使用前検査について、使用前検査の変更申請(説明書類の内容変更)を実施する必要がある旨、2020年10月5日の原子力規制庁殿との面談で確認させて頂いた。

注1：実用炉規則附則第6条において、新法施行の際に設置の工事に着手している者は、令和2年9月30日までに保安規定の認可申請をすることとされている。

注2：大間の保安規定では「保全計画」は、法令名称に従い「施設管理実施計画」としており、本記載方針では新法の保全計画を指す場合、(施設管理実施計画)を併記する。

2. 記載方針

- ✓ 「保全計画(施設管理実施計画)」については、実用炉規則第81条、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド、保安規定を満たすとともに、以下の方針により記載する。なお、保安規定第4章「施設管理」で規定済みの施設管理のプロセスを、添付資料1に示す。

- ① 使用前検査の申請で提出する「保全計画（施設管理実施計画）」は、保安規定第4章「施設管理」に基づきQMSで定める施設管理実施計画のうち、適切な保全を行うために必要となる重要な事項について記載する。従って、保安規定及びQMSの変更に伴い、使用前検査の申請で提出する「保全計画（施設管理実施計画）」の記載に変更を生じる場合は、都度、使用前検査の変更申請を行う。
- ② 構成及び項目については表1のとおり、旧実用炉規則に基づく「保全計画」の記載項目を踏襲した上で、各記載項目で用いる用語は実用炉規則及び保安規定と整合させる。ただし、実用炉規則第57条の3第3項に基づき運転段階で提出済みの定期事業者検査報告書の保全計画において、記載事項が削除されているものは、建設段階の「保全計画（施設管理実施計画）」においても削除する。
- ③ 「保全計画（施設管理実施計画）」の始期については、法附則第7条でなお従前の例によるとされている使用前検査の適用法令である旧実用炉規則の施行日を基準日とし、「保全計画（施設管理実施計画）」の期間としては最初の定期事業者検査の開始日前日までの期間を設定し、記載する。【従前から変更なし】
- ④ 設置の工事は長期間に及ぶため、施設管理を実施する設備の状態も時期によって異なることから、「保全計画（施設管理実施計画）」の始期の時点では「保全計画（施設管理実施計画）」の期間全体について詳細な内容を規定することはできない。このため、その時点で施設管理が必要な部分について「保全計画（施設管理実施計画）」を策定し、その後、施設管理を実施すべき設備の状態に応じて「保全計画（施設管理実施計画）」を変更する。具体的には、施設管理を実施すべき設備の状態が変化する「発電用原子炉に燃料体を挿入する日」及び「使用開始予定日」の前日までに保全計画を変更する計画である。【従前から変更なし】
- ⑤ 設置の工事中における施設管理が適切に実施されることを確かなものとするため、設計及び工事、使用前事業者検査及び試験等、使用前点検等の個々の計画の目的とQMSとの繋がりを記載する。
- ⑥ 発電炉における保全計画の提出は、使用前検査に係る手続きの中で実施するものであるため、今後、発電炉における使用前検査の取扱いが決定された段階で、保全計画に係る手続き方法（使用前確認申請の中での取扱い）等について調整させて頂く。なお、令和2年度第12回原子力規制委員会（令和2年6月24日）において、再処理施設では、使用前検査実施中の状態にあった設備機器等に対して、新たな使用前検査やその手続は行わない方針が

示されている。

3. 設置の工事の各段階と保全計画の関係

- ✓ 設置の工事の各段階と「保全計画（施設管理実施計画）」（特別な保全計画を含む）の関係を添付資料2のとおり整理した。なお、使用前検査申請の添付資料「工事の工程に関する説明書」の工程と相まって、各段階における「保全計画（施設管理実施計画）」を策定又は変更し、管理していくものである。

4. 記載内容

- ✓ 2. の記載方針に従い、「保全計画（施設管理実施計画）」を添付資料3のとおり変更する。
- ✓ 主な変更点は以下のとおり。
 - ・ 「II 保全活動管理指標」については、燃料装荷開始日の前日までに設定することを記載していたが、保安規定に従い、建設段階における保全活動管理指標及び目標値について記載した。
 - ・ 「III 保全計画」のうち、「3. 補修、取替え及び改造計画」については、これまで“なし”と記載していたが、保安規定に従い、「3. 設計及び工事の計画」として建設段階における設計及び工事、使用前点検、使用前事業者検査及び試験等の個々の計画について記載した。
 - ・ また、設置の工事の一時休止に伴い、「3. 設計及び工事の計画」以外に行う特別な措置（長期保管対策や健全性確認等）については、「4. 特別な施設管理実施計画」に記載した。

【表1：構成及び項目の整理】

現行の「保全計画」	整理後の「 <u>保全計画</u> (施設管理実施計画)」
I 第1回施設定期検査までの保全計画の始期及び適用期間	I <u>施設管理の実施に関する計画</u> の始期及び期間
II 保全活動管理指標	II 保全活動管理指標
III 保全計画	III <u>施設管理実施計画</u>
1. 点検計画	1. 点検計画
2. 定期事業者検査の判定方法	2. 定期事業者検査の判定方法
3. 補修、取替え及び改造計画	3. <u>設計及び工事の計画</u>
4. 特別な保全計画	4. 特別な <u>施設管理実施計画</u>
5. 第1回施設定期検査までの安	5. <u>発電用原子炉施設の工事及び</u>

全管理	<u>点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</u>
6. 保全に関する実施体制	<u>(記載しない)</u>

(下線部は見直し箇所を示す。)

5. その他

- ✓ 今回実施する使用前検査の変更申請は、旧実用炉規則に基づき提出済みの「保全計画」の内容の変更を行うものであり（添付資料4参照）、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第1項及び第2項に規定する書類の内容の変更を伴わないことから、同条第3項による変更の手続きは行わない。

原子力発電工作物の保安に関する命令

<p><u>第19条 使用前検査を受けようとする者は、様式第九の使用前検査申請書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>一 工事の工程</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に限る。）</u></p> <p><u>3 第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。</u></p>
--

6. 添付資料

添付資料1：保安規定に基づく施設管理のプロセス

添付資料2：設置の工事の各段階と「保全計画（施設管理実施計画）」の関係

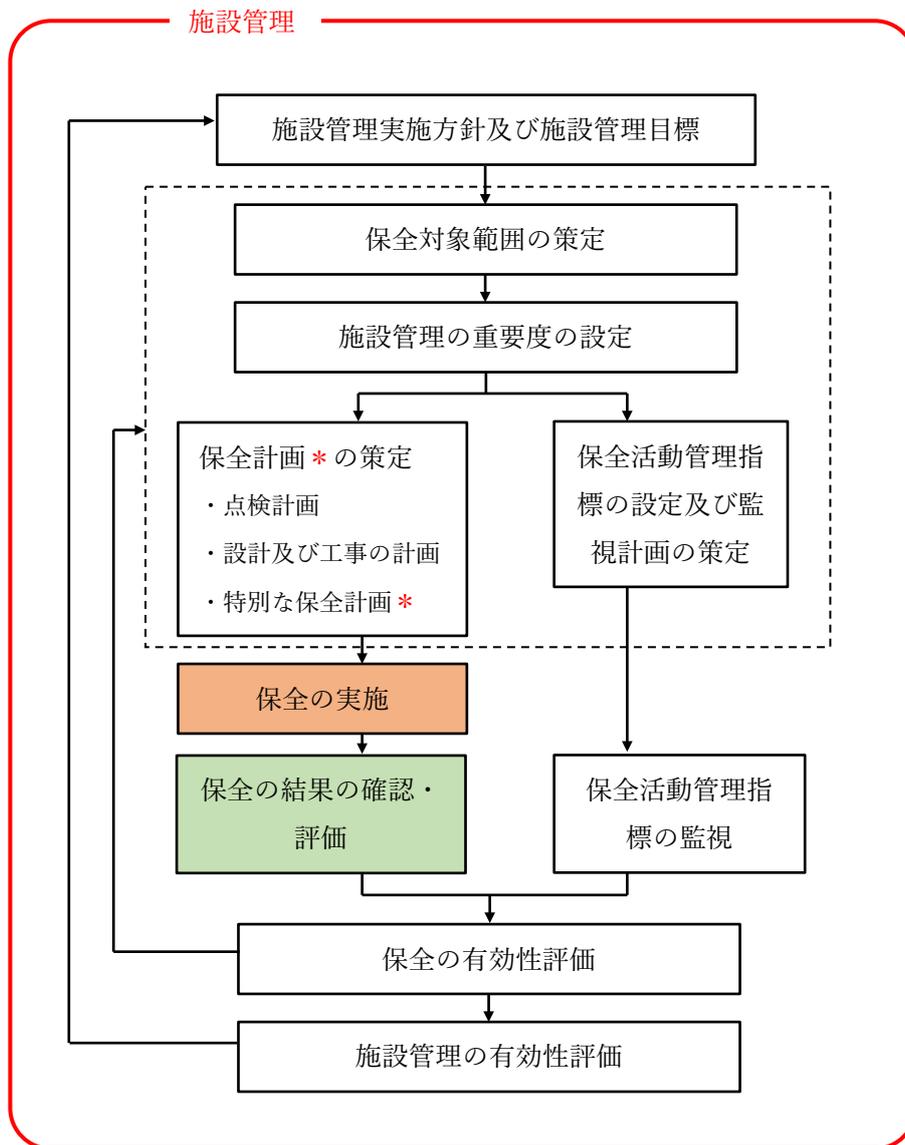
添付資料3：旧実用炉規則第15条に基づく使用前検査申請書における「保全計画」の記載内容（大間原子力発電所第1号機の「保全計画（施設管理実施計画）」変更比較表）

添付資料4：大間原子力発電所 第1号機 使用前検査申請書の内容変更について（案）

以 上

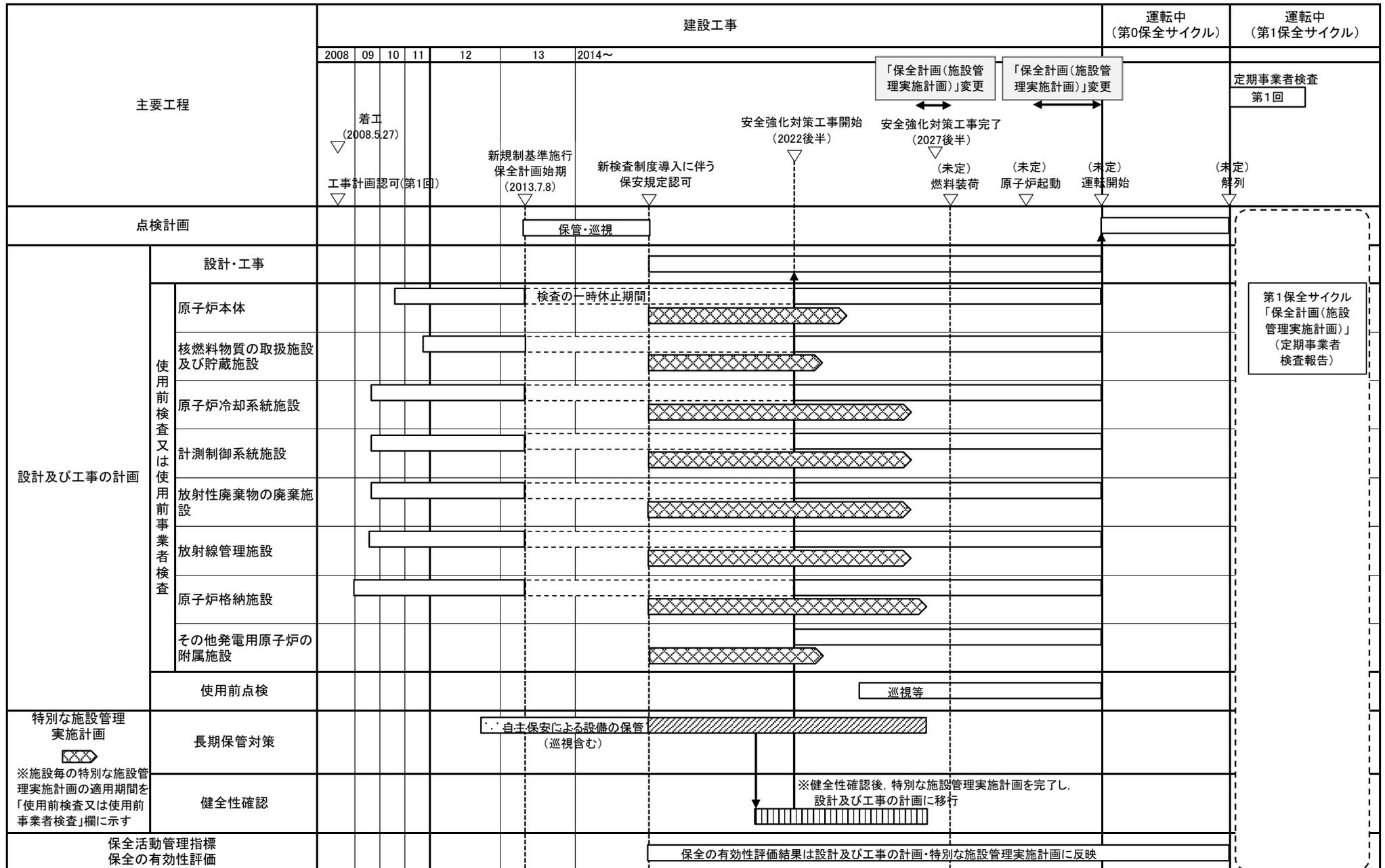
保安規定に基づく施設管理のプロセス

保安規定第 4 章「施設管理」に基づく活動のプロセスを、以下に示す。



* 大間では、実用炉規則第 81 条に従い、保全計画を施設管理実施計画、特別な保全計画を特別な施設管理実施計画としている。

以 上



旧実用炉規則第 15 条に基づく使用前検査申請書における「保全計画」の記載内容（大間原子力発電所第 1 号機の「保全計画（施設管理実施計画）」変更比較表）

朱書き部は変更前後の差異箇所を示す

現行 大間原子力発電所 第 1 号機 保全計画 (H26.12.1 申請)	整理後 大間原子力発電所 第 1 号機 施設管理実施計画 【記載方針②（全般的に用語を変更する。）】	考え方
<p>I 第 1 回施設定期検査までの保全計画の始期及び適用期間</p> <p>本保全計画の適用期間は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）に従い平成 2 5 年 7 月 8 日（基準日）から、第 1 回施設定期検査開始日の前日までの期間とする。</p> <p>なお、大間原子力発電所第 1 号機は、機器及び設備の製造・据付を実施する段階にある。このため、本保全計画は工事の進捗状況に応じて段階的に記載することとし、基準日から実用炉則第 1 6 条表中三使用前検査開始日の前日までの期間について記載する。表中三使用前検査開始日以降については、表中三使用前検査開始日の前日までに保全計画を更新し、使用前検査の申請の添付として提出する。</p>	<p>I 施設管理の実施に関する計画の始期及び期間</p> <p>本施設管理実施計画の適用期間は、平成 2 5 年 7 月 8 日（基準日）^注から、第 1 回定期事業者検査開始日の前日までの期間とする。</p> <p>なお、大間原子力発電所第 1 号機は、構築物、系統及び機器の製造・据付を実施する段階にある。このため、本施設管理実施計画は工事の進捗状況に応じて段階的に記載することとし、基準日から発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの期間について記載する。発電用原子炉に燃料体を挿入する日以降については、発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までに施設管理実施計画を更新し、使用前検査の申請の添付として提出する。</p> <p>注：旧実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 2 5 年 7 月 8 日施行）に基づく基準日</p>	<p>記載方針③（現行保全計画と同様に、本施設管理実施計画を適用する始期と期間を記載する。）</p> <p>記載方針④（本施設管理実施計画の記載事項は、段階的に拡充することを宣言する。なお、現行保全計画の適用期間は、旧実用炉規則第 16 条表中三使用前検査開始日の前日までとし、表中三使用前検査開始日以降については、各系統の動作確認の実施を、保全計画に追加することを検討していたが、この動作確認は、新たな施設管理実施計画では、3.（1）設計及び工事の方法及び実施時期を定めた計画に含まれることから、適用期間は、発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までとする。）</p>
<p>II 保全活動管理指標</p> <p>燃料装荷開始日の前日までに設定する。</p>	<p>II 保全活動管理指標</p> <p>保全の有効性を監視、評価するために、設置の工事における保全活動管理指標及びその目標値を以下のとおり設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置の工事における保全活動管理指標の設定 工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画のとおりに完了していることを指標として設定する。 2. 設置の工事における保全活動管理指標の目標値 計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していること。 	<p>記載方針②（定期事業者検査の報告では、保全活動管理指標は保全計画の外で報告しているが、建設炉では初めての定期事業者検査の報告を行う前までは現行保全計画を踏襲して施設管理実施計画の中に記載する。また、保全活動管理指標の内容は、保安規定に基づいた記載とする。）</p>

現行 大間原子力発電所 第1号機 保全計画 (H26.12.1申請)	整理後 大間原子力発電所 第1号機 施設管理実施計画 【記載方針② (全般的に用語を変更する。)]	考え方
<p>Ⅲ 保全計画 大間原子力発電所第1号機 表中三使用前検査開始日の前日までの保全計画について以下のとおり策定した。</p>	<p>Ⅲ 施設管理実施計画 発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの施設管理実施計画について以下のとおり策定した。</p>	
<p>1. 点検計画 表中三使用前検査開始日の前日までの点検計画について、以下のとおり策定した。</p> <p>(1) 現地搬入以前 「調達管理要領」に基づき、機器・設備の性状に応じた保管管理（乾燥保管、不活性ガス封入保管、塗装等）を行う。また、「検査・試験管理要領」に基づき、機器・設備の技術基準への適合性について、社内検査（外観検査、耐圧・漏えい検査等）を行い確認する。</p> <p>(2) 現地搬入以降 「調達管理要領」に基づき、機器・設備の性状に応じた保管管理（乾燥保管、不活性ガス封入保管、塗装等）を行うとともに「建設管理要領」に基づき巡視を行い、機器・設備の保管状況に異常がないことを確認する。また、「検査・試験管理要領」に基づき、機器・設備の技術基準への適合性について、社内検査（外観検査、耐圧・漏えい検査等）を行い確認する。</p>	<p>1. 点検計画 発電用原子炉の運転を開始する日以降、点検を実施する日の前日までに策定する。</p>	記載方針②（保安規定に従い、点検計画は供用開始以降に適用されることを記載する。）
<p>2. 定期事業者検査の判定方法 定期事業者検査の判定方法は、使用開始予定日の前日までに設定する。</p>	<p>2. 定期事業者検査の判定方法 発電用原子炉の運転を開始する日以降、初めて定期事業者検査を実施する日の前日までに設定する。 なお、一定の期間を含む定期事業者検査の判定方法については、実用炉規則第57条の3に基づき、定期事業者検査の報告により、第1回定期事業者検査を開始する日の3月前までに提出する。</p>	記載方針②（定期事業者検査の報告では、定期事業者検査の判定方法は保全計画の外で報告しているが、建設炉では初めての定期事業者検査の報告を行う前までは現行保全計画を踏襲して施設管理実施計画の中に記載する。また、一様に使用開始予定日の前日までとしていた設定時期について、初めて定期事業者検査を実施する日の前日までとして明確化して記載し、一定の期間に係る事項については、定期事業者検査報告にて提出することを記載する。）
<p>3. 補修、取替え及び改造計画 なし</p>	<p>3. 設計及び工事の計画 発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までの設計及び工事の計画について、以下のとおり策定した。</p> <p>(1) 設計及び工事の方法及び実施時期 「施設管理要領」「設計管理要領」「調達管理要領」に基づき、設計・工事における要求事項を定めるために、設計及び工事の実施時期、並びに設計及び工事の方法を定める。 また、実施にあたっては、「設計管理要領」に基づく設計管理及び「施設管理要領」</p>	記載方針⑤（保安規定に基づき、設計及び工事、使用前事業者検査及び試験等、使用前点検の個々の計画の目的とQMSとの繋がりを記載する。）

現行 大間原子力発電所 第1号機 保全計画 (H26.12.1 申請)	整理後 大間原子力発電所 第1号機 施設管理実施計画 【記載方針② (全般的に用語を変更する。)]	考え方
	<p>に基づく作業管理を行う。</p> <p>(2) 使用前点検の計画 「施設管理要領」に基づき、現地据付後、機能・性能を確認した構築物、系統及び機器の保管状況に異常がないことを確認するために、巡視・点検等の計画を定める。</p> <p>(3) 使用前事業者検査及び試験等の計画 「検査・試験管理要領」「使用前事業者検査(溶接)管理要項」に基づき、構築物、系統及び機器の技術基準規則等への適合性を確認するために、使用前事業者検査又は試験等の要領書を定める。</p>	
<p>4. 特別な保全計画 なし</p>	<p>4. 特別な施設管理実施計画</p> <p>4. 1 設置の工事の一時休止に伴う特別な施設管理実施計画 設置の工事の一時休止期間が1年を超過することに伴い、特別な施設管理実施計画を策定した。 <u>具体的な計画は別紙-1に示す。</u></p> <p>(1) 設備の長期保管対策 特別な施設管理の実施期間中に、腐食等の劣化が懸念される設備に対し、長期的な劣化抑制のため、乾燥保管等の保管対策を行う<u>とともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。</u></p> <p>(2) 構築物の長期保管対策 特別な施設管理の実施期間中に、劣化が懸念される構築物の躯体構成要素に対し、長期的な劣化抑制のため、養生等による保管対策を行う<u>とともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。</u></p> <p>(3) 設備及び構築物の健全性を確認するための追加点検 設置の工事を再開する際に、設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認・評価し、必要に応じて処置を実施する。</p> <p>4. 2 特別な施設管理実施計画の結果の記録管理 特別な施設管理の実施の結果及び結果の確認・評価を記録する。当該記録の保存期間は、原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間とする。</p>	<p>記載方針⑤ (大間の工事状況を踏まえた、特別な施設管理実施計画の内容を記載する。)</p>
<p>5. 第1回施設定期検査までの安全管理 燃料装荷開始日の前日までに定める。</p>	<p>5. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 発電用原子炉に燃料体を挿入する日の前日までに定める。</p>	
<p>6. 保全に関する実施体制 表中三使用前検査開始日の前日までの保全については、保全に関する実施体制に基づく、事業者管理体制により実施する。</p>	<p>(記載しない)</p>	<p>記載方針② (運転炉の保全計画では記載が削除されたため、建設炉でも削除する。削除した場合でも保安規定において実施体制は明確であり、保安上の問題はない。)</p>

【記載方針② (全般的に用語を変更する。)]

別紙-1

設置の工事の一時休止に伴う特別な施設管理実施計画

1. 目的

大間原子力発電所第1号機について、設置の工事の一時休止期間が1年を超過することに伴い、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。

2. 基本方針

「施設管理要領」に基づき、以下を考慮の上で特別な施設管理実施計画を作成する。

- ・特別な施設管理の実施期間中に劣化が想定される設備及び構築物については、各設備及び構築物の長期的な劣化抑制のため、保管対策を実施する。
- ・設置の工事の再開にあたっては、設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認する。

3. 特別な施設管理実施計画

(1) 設備の長期保管対策

- ・特別な施設管理の実施期間中に腐食等の劣化が懸念される設備については、長期的な劣化抑制のため、乾燥保管等の保管対策を実施するとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。(表1)

(2) 構築物の長期保管対策

- ・特別な施設管理の実施期間中に、劣化が懸念される構築物の躯体構成要素については、長期的な劣化抑制のため、養生等による保管対策を行うとともに、その状態が維持されていることを巡視により確認する。(表2)

(3) 設備及び構築物の健全性を確認するための追加点検

- ・設備及び構築物の健全性が維持されていることを確認・評価し、必要に応じて処置を実施する。

表1 設備の長期保管対策

機器種別	劣化事象	劣化要因	保管対策
ポンプ・送排風機	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生
	損傷	資機材等の接触	養生
	SCC	塩分の浸入	養生
	固着	塩分、塵埃の浸入	養生、摺動
容器・熱交換器	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、防錆、養生
	損傷	資機材等の接触	養生
弁	大気腐食	湿分、塩分の付着・浸入	除湿、養生
	損傷	資機材等の接触	養生

【記載方針② (全般的に用語を変更する。)]

	SCC	塩分の浸入	養生
	固着	塵埃沈着	養生
配管	大気腐食	湿分, 塩分の付着・浸入	塗装, 養生, 除湿, 防錆, 開先面保護
		接触による開先面損傷	開先面保護
	損傷	資機材等の接触	養生, 開先面保護
	SCC	塩分, 鉄粉等の付着	養生, 開先面保護
サポート	大気腐食	湿分, 塩分の付着	除湿, 養生
	固着	塵埃の付着	養生
	損傷	資機材等の接触	養生
電動機 (発電機)	大気腐食	湿分, 塩分の付着・浸入	除湿, 養生, 防錆
		温度, 湿度による絶縁物の劣化	除湿, 劣化確認
	損傷	資機材等の接触	養生
	固着	湿分, 塩分, 塵埃の浸入・沈着	摺動
電気盤・制御盤・計装ラック	大気腐食	湿分, 塩分, 塵埃の付着・浸入	除湿, 養生
	損傷	資機材等の接触	養生
電動弁	大気腐食	湿分, 塩分の付着	除湿, 養生
		温度, 湿度による絶縁物の劣化	劣化確認
	損傷	資機材等の接触	養生
空気作動弁・空気調節弁	大気腐食	湿分, 塩分の付着	除湿, 養生
		温度, 湿度による絶縁物の劣化	劣化確認
	損傷	資機材等の接触	養生
計器	大気腐食	湿分, 塩分の付着・浸入	除湿, 防錆
	損傷	資機材等の接触	養生

表2 構築物の躯体構成要素の長期保管対策

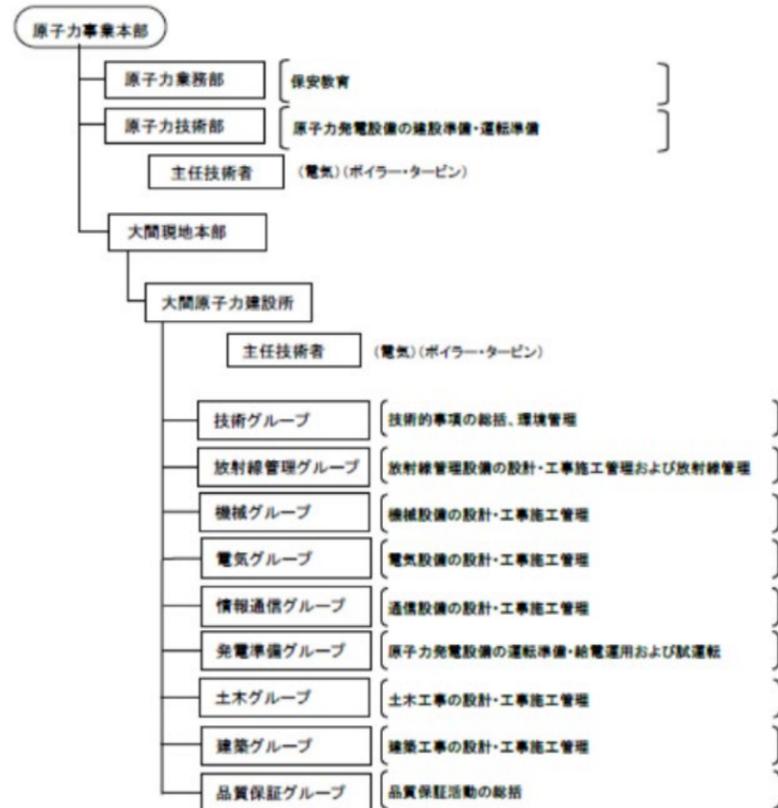
構築物の躯体構成要素	目的	保管対策*
コンクリート構造物	コンクリートの強度低下による劣化の抑制	劣化確認 養生
鉄骨 (鋼板含む)	鉄骨の強度低下による劣化の抑制	劣化確認 養生
鉄筋	鉄筋の強度低下による劣化の抑制	劣化確認 養生

現行 大間原子力発電所 第1号機 保全計画 (H26.12.1 申請)	整理後 大間原子力発電所 第1号機 施設管理実施計画 【記載方針② (全般的に用語を変更する。)]	考え方
	* : 劣化確認等を踏まえ、必要な保管対策を選定して実施	

【記載方針② (全般的に用語を変更する。)]

参考資料-1 保全に関する実施体制

保全に関する実施体制



体制は、平成26年12月1日時点のものを示す。

(記載しない)

記載方針② (運転炉の保全計画では記載が削除されたため、建設炉でも削除する。削除した場合でも保安規定において実施体制は明確であり、保安上の問題はない。)



大間原子力発電所 第 1 号機
使用前検査申請書の内容変更について

大原建発第 号
2021年XX月XX日

原子力規制委員会 殿

東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社
取締役社長 渡部 肇史

平成21年1月7日付け原建発第64号で申請した、大間原子力発電所第1号機使用前検査申請書について、記載事項を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

大間原子力発電所第1号機

使用前検査申請書

原建発第64号 (平成21年1月7日) ※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原建発第51号 (平成21年8月27日) ※2

大原建発61号 (平成22年5月7日) ※2

大原建発第138号 (平成22年6月28日) ※2

大原建発第378号 (平成23年1月24日) ※2

大原建発第338号 (平成24年3月23日) ※2

大原建発第3号 (平成24年4月18日) ※2

原建発第34号 (平成25年7月12日)

原技発第2号 (平成26年12月1日)

大原建発第82号 (平成28年7月8日)

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第19条第1項の規定によって行った申請とみなされている。また、同申請は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第1項の規定によって行ったものとみなされている。

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第19条第3項の規定によって行った変更とみなされている。また、同変更は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定によって行ったものとみなされている。

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前検査申請書

変更なし

2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書

変更なし

2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

2. 4 添付資料－3 大間原子力発電所第1号機保全計画（第1回施設定期検査までの保全）

添付資料1のとおり

【変更理由】

保安規定の認可に伴い、保全計画の内容に変更の必要が生じたことから、「添付資料－3：大間原子力発電所第1号機保全計画（第1回施設定期検査までの保全）」を変更する。

<添付資料>

- 1 「大間原子力発電所第1号機保全計画（第1回施設定期検査までの保全）」変更前後比較

以上